

「建設時ＣＯ２排出量算定事業」の第２回公募に係る事業者からの質問への回答について
(所管：環境局気候変動対策部環境都市づくり課)

	質問	回答
1	条件に「結果を公表していないこと」や「著作権が都に帰属」とありますが、今回の算定結果を提出後に建築学会への発表や自社の営業資料等に活用することはできるのでしょうか？	建設時ＣＯ２排出量算定事業の実施に関する協定書案第 22 条及び第 26 条に基づき取り扱うこととなります。これによらない活用を希望する場合は、必要に応じて第 27 条に基づき協議してください。
2	「都市木造建築技術実証事業」という木造化・木質化の技術開発の補助を受けている案件なのですが、業務内容が異なるので、CO2 算定補助は受けてないという認識で良いのでしょうか？	算定対象建築物の建設時ＣＯ２排出量の算定に係る費用について補助を受けていない場合は、本事業の対象となります。
3	一般的な国交省単価の場合、人件費に加えて諸経費及び技術料等経費として人件費の 120%程度を計上できると思いますが、本件ではこのような諸経費及び技術料等経費は計上できるのでしょうか？	公募要項「別表 都負担対象経費」に示すとおり、本事業における直接人件費の算出にあたっては、国土交通省の令和 7 年度「設計業務委託等技術者単価」を適用します。その他必要な経費については、同表記載の条件に該当する場合、実費にて都が負担します。
4	審査基準に「A4・A5（施工段階）のＣＯ２排出量について、電気使用量、燃料使用量等について実績値を報告できるか」とありますが、厳密な燃料使用量の実績値は困難と思われます。これは必須項目になるのでしょうか？	必須項目ではありません。該当する場合のみ第 3 号様式「事業提案書」の「2 事業の更なる推進に資する能力について」①に記載してください。